

# IFRS news

## 基準ごとのNIFRICs; IFRS ICに却下された論点の概要 —IAS第23号「借入コスト」

August 2016

国際会計基準 (IAS) 第23号に関連するIFRS解釈指針委員会で却下された論点の実務上の影響について、PwCアカウンティング・コンサルティング・サービスのRachel Pangが検討します。

今あなたは何かの答えを探していますか？  
もしかしたらそれはすでに専門家によって検討済みかもしれません。

IFRS解釈指針委員会 (IFRS IC) (以下、「IC」)は、定期会議において、最大で20件までの様々な論点を定期的に検討しています。議論された論点のうち、解釈指針が作成されるのは、非常に限られます。改善や狭い範囲の修正となるものもありますが、多くの論点は却下されます。アジェンダに取り上げられなかった論点は「IFRICリジェクション (ICに却下された論点)」となり、これらは会計業界においては「非IFRIC (not an IFRIC)」もしくはNIFRICsとして知られています。NIFRICsは (2002年以降) 成文化されており、国際会計基準審議会 (IASB) の発行する基準書の「グリーンブック」に掲載されていますが、厳密には、権威のある会計基準書等に該当しません。このシリーズ記事では、ICによって「却下された」論点について知っておくべきことを取り上げます。今回はIAS第23号「借入コスト」を扱います。

IAS第23号は借入コストの認識、測定および開示を取り扱っています。ICは、過去10年の間に、IAS第23号に関する2つの事項を却下しています。

### 外国為替および資産化可能な借入コスト (2008年1月)

ICは、為替差損益の取扱い、およびそのような為替リスクをヘッジするために利用するデリバティブの取扱いの両方に関するガイダンスを求める要望を却下しました。

ICは、IAS第23号の原則が、適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストを、当該資産の取得原価の一部として資産化することを企業に要求していることに留意しました。

ICは、適格資産の取得に直接起因する借入コストの算定は難しく、判断が必要となることにも留意しました。したがって、企業が外貨建借入にIAS第23号をどのように適用するかは会計方針の選択の問題であり、判断の行使を必要とします。重要な会計方針および判断の明瞭な開示は、IAS第1号「財務諸表の表示」によって要求されています。したがって、ICは、適用ガイダンスを示す必要はないと結論付けました。

また、ICは、IASBがこの論点をIAS第23号修正プロジェクトの一部として特に検討していることに留意し、この領域においてさらなるガイダンスを開発しないことを決定しました。その結果、ICはこの論点を却下しました。

## 「一般借入」の意味(2009年11月)

ICは、借入コストを資産化する場合、どの借入が「一般借入 (general borrowings)」に該当するかについての明確化を求める要望を受けました。これは、「適格資産 (qualifying asset)」以外の特定の資産を購入するために使用される一般借入の取扱いに関するガイダンスを要請するものでした。

ICは、一般借入の資産化率の算定から除外できるのは、適格資産の取得を目的とする特定の借入のみであることに留意しました。適格資産でない特定の資産を取得するための借入は、一般借入の資産化率の算定から除外することはできないと言うこともできます。また、IAS第23号の一般原則では、適格資産の取得に直接起因する借入コストとは、適格資産への支出が行われなかったならば避けられた借入コストであるとしています。

ICは、適格資産の取得に直接起因する借入コストの算定は困難であり、当基準を適用するには判断の行使が必要となることに留意しました。さらに、ICは、IASBが年次改善プロジェクトへのこの論点の追加を検討していることにも留意しました。

IASBは、IAS第23号が資産化率の算定から適格資産の取得に使用される負債のみを除外していることに留意し、この論点を年次改善プロジェクトに含めない決定を行いました。そのため、ICは、この論点を却下しました。